

## ○松阪市地域づくり応援人材バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域やグループ等の活動を支援することを目的とし、専門的な知識や技術、経験を有し、地域社会に積極的に役立てる意欲を持った個人や団体及び企業の情報を広く提供する「松阪市地域づくり応援人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 人材バンクの登録対象者は、活動に関する資格や経験を有し、地域やグループ等の活動を支援するにふさわしく、かつ地域社会に積極的に役立てる意欲のある個人や団体及び企業とする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの。ただし、社会通念上許容される範囲の謝金等の受領は除く。
- (3) 松阪市暴力団排除条例（平成23年松阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているもの又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

### (登録方法)

第3条 人材バンクに登録しようとする者は、松阪市地域づくり応援人材バンク登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、提出された申請書の内容が適当であると認めるときは、別表の登録区分及び内容を明らかにし、人材バンクに登録するものとする。

### (登録期間)

第4条 人材バンクの登録期間は、登録した日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

### (登録の更新)

第5条 登録を更新しようとする者は、登録期間満了日の2月前から登録期間満了日までに、松阪市地域づくり応援人材バンク登録更新申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録の変更及び廃止)

第6条 登録を変更又は廃止しようとする者は、速やかに松阪市地域づくり応援人材バンク登録変更・廃止申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第7号 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するとき、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録者の立場を利用し、政治活動、宗教活動又は営利活動をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するなど、登録者としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が不適格と認めたとき。

(登録者情報の公表)

第8条 市長は、登録者情報の活用を図るため、申請書に記載された登録事項のうち、次に掲げる事項について、広く市民に公表するものとする。

- (1) 氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 指導分野、指導対象者、指導経験、必要な経費 等
- (3) 自己紹介

(人材バンクの利用)

第9条 人材バンクを利用できる者は、松阪市に在住、在勤若しくは在学する個人又は市内で活動する団体とする。

- 2 人材バンクを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、松阪市地域づくり応援人材バンク利用申込書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
- 3 利用者は、人材バンク利用後10日以内に、松阪市地域づくり応援人材バンク利用報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 4 登録者に対する謝金等利用に関する経費等は、利用者が負担するものとする。

(事故等)

第10条 人材バンクを利用した活動に伴い発生したトラブル、事故及び損害に

ついて、市長は一切の責任を負わないものとし、当事者間で解決するものとする。

- 2 登録者及び利用者は、事業実施に伴い事故等が予想される場合は、傷害保険等に自ら加入するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

No.	区 分	内 容
1	教育一般	生涯学習、乳幼児教育、青少年教育、 高齢者教育、家庭教育、男女共同参画、人権教育、 社会教育、視聴覚教育、その他
2	人文、社会科学	法律、政治、経済、社会、文学、歴史、地理、民俗、 心理、哲学、その他
3	自然科学	物理、化学、数学、天文、地学、気象、生物、医学、 環境、自然保護、その他
4	産業、技術	農林、水産、商工、土木建築、造園、電気、機械、 コンピュータ、簿記、その他
5	芸術、文化	美術、工芸、音楽、映像、舞踊、書道、華道、茶道、 手品、芸能、その他
6	健康	健康管理、家庭医学、体力づくり、救急法、その他

7	スポーツ、レクリエーション	体操、陸上、各種球技、水泳、ダンス、エアロビクス、 その他
8	家庭生活、趣味	衣食住、礼儀、作法、趣味、その他
9	市民生活、国際関係、 コミュニティ	まちづくり、地域活動、防災対策、ボランティア、 語学、司会、イベント企画、その他
10	その他	上記の分類に属さないもの